

三命題の統一的把握と今後の運動

広島県連書記長 政平 智春

はじめに

部落解放運動における三つの命題は、根本理論といっても差し支えないものと考えています。この命題無くして行政闘争も差別糾弾闘争も成り立たないのではないかと思います。

この命題を今あらためて正しく捉えなおして、新たな闘いに備えなければなりません。本日の資料に、一九七三年の運動方針に掲載されていた三つの命題の前文を添付しています。それは、この一九七三年以降、部落解放同盟の正式文書には、この三命題が載ることがなくなっているからです。

最近、三命題ということ、我々、広島島の運動では強調し、この三命題こそ解放運動の中でもっとも重要であるということを主張して来ています。しかし、本部関係

では「行政闘争のための理論だ」として、反故にしようとする勢力が有り、この三命題そのものの文章が、なかなか身辺に見当たらないという、こういうことになるのではないかと思います、あえてページを割いて全文掲載させていただいたところであります。

さて、この三つの命題を学んでいくという、その一番大事なところ、姿勢の問題であります。七三年の運動方針の中で「以上、部落解放運動五〇年の実践の中から築きあげられて来た部落解放理論を、三つの概念規定によって、その内容とそれぞれの相関関係を明らかにしながら述べたが、この理論を正しく学ぶということは、それぞれが自己の置かれてある社会的立場を明確にし、部落の完全解放のための統一的見解を打ち出し、実践の目標を明らかにしていくために最も大切なことである」と述べています。

つまり、この姿勢で、この三つの命題から学んでいくということがなければ、今の中央本部のように、三つの命題は行政闘争の理論であって、今後第三次の共同闘争主導の時代にあっては役に立たない理論であるということになってしまいます。

つまり、この理論は破棄するかのような言動が横行する。こればかりではなくて、厳密には、この三つの命題そのものを否定してしまつた形で、一切表に出して来ないという、こういう誤つた方向になっていくのではないか。理論というものは、歴史的事実に基づいて、その事実をどう分析をするかでありますから、その歴史的事実を歪曲するという誤つた姿勢でなければ、理論そのものを否定することができないですが、本部の誤つた理論というのは、三つの命題を否定するために、運動を誤らせている。今、こういう状況となっているというふうに思います。

さて時間が限られておりますので、本題に入りたいと思います。私のつけたテーマ、「三命題の統一的把握」というふうにあえて私なりに考えてテーマをつけました。

三命題の統一的把握というのは、一番のところから

入って参りたいと思います。部落差別の本質、市民的権利の保障ということ、私たちは主張しています。市民的権利が行政的に不完全にしか保障されていないこと、中でも職業選択の自由が不完全にしか保障されていないことが、最も深刻な問題であるということが、述べられています。

この市民的権利という考え方をどのように捉えて行くかということ。この市民的権利は、近代市民社会以降、全ての人が共通して保障されなければならない権利であり、とりわけ近代市民社会、一八六八年の明治維新以降、いわゆる今日段階では基本的人権と言われているところの、今の社会で生きていく上において土台となる権利。それを被差別部落民には、行政的に不完全にしか保障されていないという主張を展開しながら、権利を獲得する戦いを展開してきたところがあります。

一九六五年、同対審答申が出されました。その時点においては、あまりにも我々と社会全体との経済的・社会的格差というものが大きかったわけでありまして、そのところを「同対審」は認めざるを得ない。そういうことの中からあの「答申」が出されたものでありますけれども。この市民的権利ということ、我々がいかに意識として拡大をしていくかということが、今の闘いにおい

て極めて重大であると、このように考えるところであります。

ですから、この市民的権利の享有度、つまり今の社会の中における行政の役割というのは、「地方自治法」などでも明らかにされていますけれども、その自治体の中における住民全てに対して共通した普遍的サービスを保障するということが、地方自治体の責務であるわけです。

共通した、全ての人のいろいろな行政サービスを保障するというのではなくては、市民がその社会の中で生活をする上において、生きる権利が不完全にしか保障されないということになります。その状況を克服するための行政的な手だて、つまり、市民としての自立を促すための行政サービスというものを実行する責務があるのです。

これが近代市民社会の行政の責務なんです。言い換えれば、市民生活をいかにスムーズにしていくなかというための働きをするのが地方自治体であります。決して住民に対して命令や指示や強制や、そういったものが地方自治体や地方行政の役割ではないんです。

そのところは、しっかりと我々の思想として根づいていなければ、たとえば「日の丸、君が代」の強制に対しても、県教委が言うこと、つまり「学校の先生が悪い

じゃないか」という議論が、いわゆる市民の間で起きて、いいか悪いかということで住民同士でケンカをする、つまり分裂の畏にはまるという、状況になるわけです。

まだまだそういったところでは、我々が市民的権利の享有度ということについてのバロメーターを十分持っていないという問題があるうと思います。

特に我々の部落差別の実態の中で、職業選択の自由が不完全にしか保障されていないということがありますが、これらがいぶん今までの闘いの中で企業や労働行政や、さらに言えば、市町村行政、そういったところを一体化させて、克服するために取り組みを展開して来たわけです。

今日、構造的不況の中で、再び部落に対する職業選択の自由を阻害をする。こういうことになって来ているのというふうに思いますが、われわれは社会に対して、この市民的権利を保障する訴えを今後も運動として続けて行かなければならないと思います。

それから二番目でありますけれども、部落差別の社会的存在。部落差別がなぜ存在をするのかということにあります。その部落問題の本質ということを資料に書いておりますが、これは「部落差別の本質」「部落差別の

社会的存在意義」「社会意識としての部落民に対する差別観念」を合わせたものがトータルとして「部落問題」の本質であるということです。そのような理解をさせていただきたいと思います。

部落差別の社会的存在意義に学ぶ

さて、「部落差別の社会的存在意義」は、分裂支配の道具であったということ。これは近世の封建幕府時代において、そういう役割を我々は果たさせられて来たわけです。身分階層構造に基づく分裂支配政策というふうに書いてありますが、これは「地名総鑑」差別事件糾弾闘争の中で、私たちが問題にしてきたところです。つまり、その地名総鑑を買う企業の前近代の体質を問題にして来ました。

それは何かと言うと、まさに前近代的な上意下達の企業運営というものの体質が存在することによって、「地名総鑑」を購入して、部落の人間をその企業から排除することを誰も不思議に思わなかったということがあるのではないか。それは広島県においては中国電力やマツダや広島銀行、それぞれが共通して認めるところです。

部落民を企業に雇い入れないということ、言い換えれば、それぞれの企業に入った人間の、ある一種の特権意

識というものを助長するという裏側の面があるとういうふうに思うわけでありませう。

その前近代的思想にまみれた企業体質が、「部落地名総鑑」を購入させ、われわれを排除していたではないかということを書いて来ました。それはまさに権力を行使する者が行なう分裂支配政策であるわけです。

資料に「享保の触書」というふうに書いております。

この「享保の触書」の四項目に書いてあります「諸勧進つかまつりそうろう節、在家の家中に入るまじきこと」。こういう一項目があります。これはどういうことかと言いますと、諸勧進というのは、物を集めて回る、極端に言ったら物乞いをして回るといふこともあったでしょう。ただこれは単なる物乞いではなくて、地方地方によって、いろいろ違うようでありますけれども、我々の先祖は、基本的には日雇いの権力行使をする立場、言うなれば今の駐在所や、市町村自治体です。住民に直接接触し、権力を行使する役割であったと考えられます。ところがそれは常雇いではなくて、日雇い。何か事件があった時であるとか、たとえば川の番人をする、海岸の沿岸の番人をする。それらも何かあった時に駆り出されるという役です。その駆り出された時の一日の日当を、権力が、これは後になれば村がそれぞれ予算化をしている記録が

数多く残っています。一八〇〇年代に入ったら村が草田身分の手当を予算化をしていたということが考えられる記録があります。

しかし、この享保時代、一七二六年でありますから、この時代においては、まさに日雇いとしての位置付けしか無かったわけですから、出勤した一日の日当を村々の百姓たちが負担をする。それを集めて回るといふ勧進行為ですね。その勧進をしていく時に、在家、つまり村人や町人たちの家の中、敷居をまたいではならないといふ、こういう触書なんです。

この触書一つを考えてみまして、この背景を考えてみましたら、一つはこれが出されたといふことは、それまでは在家の案内へ入っていたといふ事実があったといふことがうかがわれるわけですね。入って、中で人的交流を深めていた。こういうことが言えるわけでありますが、この享保一一年、一七二六年に、「入ってはならない」といふ分断のくさびを打ち、強制力を持った内容としてここに部落と在家というものを分けていった。こういうことがうかがえるわけであります。

それはまさに、今の辰野がやっておりますけれども、八者合意を破棄するという考え方と同様のものです。八者合意のことについてはいろんな機会でお聞きになるこ

とがあると思いますので、あまり詳しくは申し上げませんが、今回、辰野が県議会で八者合意を破棄するといふことを議会答弁をいたしました。もちろんこれは、自民党との八百長、ヤラセであるとは思いますが、自

しかしその八者合意を破棄するであるとか、解放同盟という民間運動団体と学校が連携をとることはあいならんといふ、こういうことを教育長が命令をするといふこと自体、まさにこの「諸勧進つかまつりそうろう節、在家の中に入るまじきこと」といふ、この本質がそっくりそのままコピーをされたような形でやっているのが、今の辰野の手法であります。権力者といふのはいつも、自分が都合のいいように状況を変えようとするわけでありま

す。

今私を持っているのは、今日、手に入れた県教委の広報紙の「クリップ」です。われわれ民間運動団体と連携してはならないと主張し、解放同盟と会ってはならない、話し合いをしてはならない、糾弾会はもつてのほかといふ、そういうふうにもかかわらず、今日のクリップは「学校へ行こう」という大見出しを載せています。保護者に対して呼びかけているんです。「学校へ行こう」と。今の閉ざされた学校を開かれた学校にするために、どんどん学校へ行って質問してください。授業参観日

なくとも、事前に連絡をすれば、担当者と連絡を取り合つて学校へ行ってみてくださいという内容が書いてあるんですね。

これはまさに教組つぶしです。学校に対しては、解放同盟と会つてはならないということを命令し、一方では保守・反動を支持するような保護者たちに、学校の先生、特に広教組の先生たちがいる学校へ行って監視をしろという意味なんですね。

まさに今、辰野がとっている手法が、分裂支配政策そのものだと。こういうふうを受け止めるべきだというふうに思うわけです。したがって、いつの時代でも、支配者が自らの支配を貫徹し続けようとするときの手法は、変わらず、民衆を分裂・対立の罠にはめようとするものだと言つて深く学んでおかなければなりません。

社会意識としての部落民に対する差別観念

そして三番目の「社会意識としての部落民に対する差別観念」であります。パラドキシカルな発想の強制というふうに書いてありますが、「パラドックス」というのは、「矛盾した」という意味でありますし、「パラドキシカル」ということになれば、これは「逆説的」ということになります。逆説的であるとか、逆転的であるとか。

つまり差別の存在が、近代市民社会の生活を阻害しているのです。われわれだけではなくて、分裂の一方の当事者は、われわれと相対的位置にいる労働者、市民、農民、そういった人々も、分裂の一方の当事者であります。われわれを差別をするということ自体が、社会や人間を逆説的に、逆転的にとらえる発想となっているのです。そのような捉え方を強制をさせるのが、この社会意識としての差別観念であるといわねばなりません。

差別意識はご承知のように間違つた意識ですし、身分階層構造そのものは、近代、つまり現代と対立しなければならぬ社会構造なんですね。今の生産様式というものは、資本主義体制であり、大資本が土地を所有し、そこに工場を建て、そこで生産をして経済を動かすということをしています。近世、つまり江戸時代までは自然主義経済でありますから、農業中心でありまして、田んぼや畑で作物を作ることによって、とりわけ米を作ることによって経済を動かしていた。その経済の構造の違いがあるわけでありませうけれども。その田んぼで作る生産高と、同じ田んぼでも工場を建てて、そこで物を生産をするという生産力と雲泥の差があるわけでありまして、その高度に発達をした経済の運営をする為には、いわゆる自由主義的、民主主義的社会的の運営をしなければ、社会

が回転をしないという、こういうことで近代市民社会が転換をしてくるわけでありませうけれども。この今の社会にあつてはならない前近代、江戸時代の身分階層構造がある意味ではそっくりそのままではありませんが、非常に色濃く反映しているのが、部落差別の存在ということでありませう。

三つの概念の統一的把握を

さて、つぎの課題であります。「三命題の統一的把握」ということは、本質、存在意義、社会意識としての差別概念という、この三つの命題がそれぞれに影響しあつて、いることを正しく捉えらうと云うことです。

これらの命題で提起されている内容は、全て相互に影響しあつて存在をしているのです。本質は存在意義、社会意識に影響を与える。つまり市民的権利が行政的に不完全にしか保障されていないということは、言葉を変えて言えば、市民的権利の享有度の格差、もっと具体的に言つたら貧困なんですね。部落民であるがゆえに貧困な状態、劣悪な状態。行政が対象とすべき事業を部落には実施してこなかったということが、部落差別の実態と言われる格差というものを生じさせてきたわけです。

その格差を見ることによって、社会意識が拡大をする。

そしてこの部落と部落を見る人間との関係が、そこには差別意識がフィルターとして存在しますから、差別意識というフィルターを通して部落を見るということは、まさに対立的状況を生み出すということです。

さらにその対立意識というものが、多数が少数を、強者が弱者を排除する。つまり市民的権利を行政的に不完全にしか保障しないという、こういう状況を固定化するといふつながりになつていゝのです。

さらに社会意識が本質を固定化をする。つまり「部落はそれでいいじゃないか」という、部落が極めて劣悪な状況の生活に追い込まれていても、そのことに対して、なんら疑問を持たないような状況になつていゝという、劣悪な実態そのものを変革をしようといふ動きにならなわけです。

社会意識は本質を固定化し、さらに分裂支配を助長していく。こういう相関関係にあるのです。これは、三つがそれぞれ相関関係を保っているわけですし、決してそれぞれが独立したものではない。そしてこの本質、存在意義、差別概念をまとめたものが、部落問題の本質といふふうになつて今まで解放理論の中で呼んで来たところでありませう。

それらの相関関係を正しく我々が分析をすることに

よって、教育問題や教育からの攻撃や、さらには地方自治体の同和対策をやめようという攻撃、とりわけ「地対協」路線との闘いでは、この三つの命題を土台としなければ勝てません。反論できないし、論破できないということでありまして、やはりこの三つの命題というものをきちんとわれわれが把握をすることによって、今後の闘いがどれだけ発展をするかという、その非常に大きなポイントであろうというふうに思っております。

自りを高める理論に

それから二つ目の課題がありますが、三命題が持つ運動的な三つの側面の統一的把握と広島県内の闘いということです。今回はこっちのほうに重点を置きたかったわけでありまして。

三命題は、一面では市民的権利の確立を求める闘いの武器であって、これは間違いないことであります。だからこの三つの命題を基底にしなが闘って来まし、さらにこの三つの命題を基底にしないような行政闘争の理論は、必ず利権をあさりにはしったり、我田引水、自分の家の前の道をどうしてくれるんやということだけで、その運動に加わったり行政闘争に加わったりして、その当面の即物的課題だけが達成できれば運動も終わりになっ

てしまふ。運動に出て来ない。こういう状況は今までもたくさんあったのではないかと思いますが。

この三つの命題を理論的武器にした行政闘争であれば、まずまず行政闘争が発展していくんです。発展していかなければならないんです。行政闘争が発展をしないということとは、言い換えれば、この三つの命題が十分基底となっていない行政闘争、実態のみにとられて、悪いけえやれえやという、非常に単純な論理でしかされることができない姿があったのではないかというふうに思いません。

近代市民社会における部落差別を利用した政策に対する批判。これも三つの命題で闘っていく課題でもありましようし、部落に対する誤った意識の存在の指摘。それはまさに社会意識としての差別観念というものが、誤った意識であります。その誤った意識には誤った意識なりの原因があるんですね。最初の過ちは、どこが出发点となっているのか。これはやはり歴史的な認識というものをきちんとしなければならぬということ、この命題は教えてくれております。

部落差別そのものに対して、社会の人々は部落民に対してどういう意識を持っているかと言うと、「あいつらは違うんだ」「なんとなく違うんだ」「分からないけ

「ど違うんだ」、こういう思いで排除し続けて来たことは、多くの人々も経験をしてきたところであります。しかし、何が違うのかということについては、それは誰も確たる根拠を持っておりません。持てるわけがない。違わないんですから。その違わないものを、あえて違うというふうに言わせるところが、パレードキカル、逆説的な考え方を持たせることに成功している部落差別の存在意義なんですね。そういうことを行政闘争の中で、一つ分析をし、近代市民社会の点である基本的人権の保障というところを、行政自らが怠って来たということを、きちんと行政自身に認識をさせなければなりません。

ところが具体的に行政闘争を日常的にやって来ておりました、今まで行政闘争の中で、これだけ理論を積み重ねて来たから、行政はスツと行くだろうというふうに、我々も一時、錯覚に陥ったことがあるんですが。残念ながら行政の職員は毎年変わるんですね。毎年変わって、それを認識したつもりの行政職員が変わって行くわけがあります。だからこそずっと繰り返し繰り返し同じことを、まあ同じことではいけません、常にこっちが水準の高いことを指摘をし続けなければならないと思います。そのことを怠れば、必ず行政は反動化してきます。体制そのものが反動化しているのだから、その反動化を

防ぐには、やはり当事者であるわれわれが日常的に連携を取る人間の理論と実践の水準をどう高めて行くかということが大きな課題です。

一面で言えば、全国的でいわれている「行政闘争の理論」だということは間違いありません。

しかし、そうだからといって、三つの命題の任務が終わったわけではありません。いや、これからますます運動的にこの三つの命題を論理構成の基礎として活かさなければならぬのです。ですから決して、この一面だけではないということ、今日は特に強調していきたいと思いますが。

その役割というのは、社会的立場の自覚的認識のための理論ですね。それを一つ一つ言いたいわけでありますが。市民的権利を獲得するため、自らの市民的権利意識、ここをわれわれがどう作って行くか。

端的に言えば、社会的立場の自覚的認識のための理論であるということです。社会的立場の自覚的認識というのは、市民的権利意識の水準をどう高めるかということだと思います。市民的権利意識が、われわれの中にしっかりと根づいておかなければ、いったいわれわれは何を社会に求めるのか、何を行政に求めるのか。何を教育に求めていくのか、要求をしていくのか、この方向が確立

できません。

行政闘争の課題として、とりあえず世間と格差がある側面だけを強調して、その格差を埋めるということにしかならないのです。もっとも、これは劣悪な実態の解消、文化的で最低限度の生活をする権利を獲得するという上から、緊急避難的な闘いとして、それが今まで必要としてやって来ました。

しかし現象的に、世間との格差がほぼ解消されたかのように見えだした今日―道路も広がって良くなった、住む家も新しくなった（ただし、借金だらけだ）と、そういうような現象的に格差が見えにくくなった今日、さらにこの三つの命題が、部落問題の本質を照らし出してくれるのです。

特に広島県あたりでは同和対策事業が進んで来た。実態はほぼ、もう差別的な状況はなくなったということをし、行政も思って（錯覚して）、地域住民も（錯覚して）思っているけれども、悪いことにわれわれの内側でも思っている人が多くなってきました。

その証拠は何かと言うと、地域の中で、今まで部落解放同盟に結集して闘って来た人々が、道路ができたら、「うちはまだ運動へ出んよ」と、「家も新しくなった、生活もまあまあ安定した」ということでどんどん運動か

ら離れていっている姿があるわけです。

つまりそこが、社会意識としての差別観念が我々被差別者に与える悪影響ではないかと考えているところです。部落の完全解放というのは、やはり本当の意味の市民的権利、部落民としての市民的権利とは一体何かということ私たちが自身が、常にしっかりと明らかにしなければなりません。

部落の完全解放という姿には、いろいろな議論はあろうと思いますが、私の考えでは、簡単に言えば、すべての差別的状況、差別的扱いというものが、社会全体でなくなった状況が部落の完全解放だと思います。

私たちは、そこまで運動を続けなければならないのです。ここまで到達しないで運動を途中でやめていく、またはねじれていくというのは、自らの真の利益、組織の真の利益、そして社会全体の利益が考えられない自己疎外の姿なのです。

部落差別というのは、存在が意識を規定していくわけでありますから、存在はある程度残っていれば、そこからまた不死鳥のように拡大再生産をされていくということとは間違いありません。さらに今のような広島県の辰野のように、部落と労働者の間にくさびを打つ、部落解放同盟と教組や市民の間にくさびを打つような行為を次か

ら次へやっていけば、ある意味では労働者や市民の間から部落解放運動に対する反発というものが扇動されていくわけでありますから、それに乗じてしまうということもあるわけです。

一方の当事者である我々がしっかりしておかなければならないということではありますが、やはり市民的権利意識というものを、我々がしっかりと土台に据えるという理論的生活態度に一番留意しなければならぬというふうに思います。

われわれは、その市民的権利意識を持つということではありませんが、分裂支配政策の一方の当事者としての自覚。これは市民的権利意識の一つだと思っただけです。われわれが必ず一方の当事者に仕立てられるわけです。好むと好まざるとに関わらず、部落に対する、部落解放運動に対する批判というものがあつたわけです。

この間の県議会で、保守系の議員の、名前は忘れませんがけれども、府中の小中学校の校長先生方が、不当処分に対する「不服審査申し立て」を県の人事委員会へ提出されました。その時の写真に小森さんが写っていた。あれは小森さんがやらせたのではないかとということを県議会で質問をしているんですね。これは校長先生方が今まで同和教育を一生懸命やって来て、その一つの結果とし

て到達した論理が、「教育に日の丸は必要ない」「君が代は差別を助長する」ということで卒業式、入学式ではやらないという立場に立たれたのです。管理職である校長先生方がこの「不服審査申し立て」を提出し、われわれと同じ思いを持って闘っているのだから、それを支援するのは部落解放同盟として当たり前話なんです。この当たり前話を、彼らは、小森さんと言えば、広島で言えばもう部落解放同盟という、そういうイメージを持って部落解放同盟に対して、そういう理不尽なことをやる校長を支持する解放同盟は、さらに理不尽であるという意識をおおるためのパフォーマンスを県議会を中心としてやり続けているわけです。

われわれが好むと好まざるとに関わらず、分裂の一方の当事者にされる。江戸時代のことと言えば、「諸勸進つかまつりさうろう節、在家の家に入るまじきこと」なのです。つまり、百姓や町民と仲良くしてはならないという、一方の当事者であるわけです。この一方の当事者であるということを知覚するということ、敵がいくらわれわれ民衆の間に分裂のくさびを打ちこもうとしても、今広島が闘っている君が代・日の丸強制の反対の闘いのなかで、教組や高教組とさらに固く連帯する。この固く連帯するということが、具体的実践を通して表

していかなければならないことであります。

ご記憶あるうかとも思いますが、一九九六年の五月に、広教組の支区の青年部の役員が、その支区の青年部の役員のメンバーを紹介するのに、「彼は皇族のように上品な顔で……」という文章を書いた事件がありました。これを糾弾をしたわけですが、その当時の広教組というのは、ほとんど言うことと実践とが乖離し、反同和教育、非同和教育路線に傾斜をしいんでですね。

それでやり方もいろいろ問題があって、その事件を糾弾することによって、広教組がある意味では本来のところへ立ち戻って行ったのではないかと私は歴史的には、そういう思いを持って見ているわけでありませうけれども、その闘いの中で、広教組自身が、自らの判断で、正しい路線に立ち戻ったのです。これが連帯を高める闘いであつたわけです。

広島が日の丸・君が代の反対の闘いをやって、昨年二月二八日に世羅高校の石川校長が自殺をし、一斉にマスコミが部落解放同盟攻撃、同和教育運動攻撃、広教組や高教組攻撃をやってきました。

そのキャンペーンの内容は、「解放同盟と広教組、高教組の反対で石川校長は死んだんだ」というもので、この論理一本で彼らは攻撃を展開したわけです。

しかし、この闘いに対する中央本部の見解は、「天皇制反対の闘いは、突出してやってはダメなんだ」ということを言っているわけです。広島はやり過ぎだと、こういう立場に立ったわけです。

じゃあおとなしく、「君が代」を我々に歌えということですか。「日の丸」を掲揚しようということか、こういうことになるわけでありまして、まさに一事が万事と違っていくというのが、今の中央本部の思想的頹廢ではなからうかと思っています。

糾弾は団結を促す論理

過去、自治労や全電通などいろいろな労働組合が係わつた差別事件がありました。これらの事件に対する糾弾闘争は、団結をうながすための糾弾闘争をやつて来たはずなんです。その一番典型的な例が、広教組のあの事件の糾弾であつたというふうに私は受け止めているところであります。

これからも、自ら分裂の当事者とならない闘いというもの堅持しなければなりません。中央本部に対してもそうです。われわれが、中央本部に対して、「それは間違いだ」ということを批判をしますけれども、分

裂の当事者となったらどういうことになっていったでしょうか。それは即運動の崩壊につながっていったと思います。たとえば岡山県のように部落解放同盟の別働隊を作ってみたり、長野県のように部落解放を愛する会という訳の分からない団体を作ってみたり、古く言えば、部落解放同盟正常化、現在は全解連というふうに自称していますけれども、そういうふうにごんごん分裂をして、細胞分裂をするように部落解放理論とは縁もゆかりもないところで運動をやることになり、ある意味では利権、えせ同行為、そういうことをやらんがための団体へと逃避をしてみましょう。

しかし広島が、別働隊をたちまち今作らないことが即、全国の仲間、中央本部とわれわれが直ちに統一的な見解を展開できる展望を持っているわけではありません。

しかし、今私がいましましたような、分裂の当事者にならない思想性を堅持していれば、全国の仲間には広島を支持をする、広島を考え方を支持する、共に進むというところがあるわけで、ここらとも、われわれは切れてはならないという立場に立てるのです。全国の仲間、組織の大勢の仲間とは絶対に切れてはならないのです。

ここらと切れてはならないということから、今、そうは言いません、本部の方針、特に地対協路線やそういう

ところの方針に対する批判、誤りを批判しつつ踏ん張っている。こういうことが今必要でありまして、我々、三つの命題の一方の側面として、内側がどうしっかりしていくのかという課題がここにあるというふうに思います。

それから社会意識と対峙する闘いの実践であります、社会意識に惑わされない自己の確立。これは言い換えれば、社会意識としての差別観念が部落に対して及ぼす悪影響というのは、寝た子を起こすなということに端的に現れています。寝た子を起こすなということをやられたら、我々の内側も、「もう差別がないんじゃ言うてくれるな」「部落じゃ、差別じゃ、糾弾じゃあ言うてくれな」が出て来るんじゃ」という、われわれ内側の声、内側というのは決して部落解放同盟に結集しているという意味だけではなくて、広い意味で被差別部落の人間たちということですが、その人達が、そういう思いを持っている。これがまさに社会意識としての差別観念に惑わされている姿でしょう。

それにわざわざいされないというのが、我々の運動の基本的立場であります、全ての物事を明らかにする。差別の本質を明らかにしていくという、そういう闘いをどこまでも追求をしていくということが、惑わされない、闘

い、実践だろうと思えますし、さらに先程ちょっと出ましたけれども、誤った意識の根源を明らかにする営み。まさに同和教育というのは科学的認識に基づいた教育実践でありませけれども、この科学的認識に基づくというのは、歴史的、社会的にも、なんのごまかしも持ってはいならないということです。

たとえば奈良あたりで、部落差別の根本原因はケガレ観であり、家制度であるという、こういう考え方をいまだに持ち続けているようであります。しかしあまりにも路線と言いますか、考え方がズレたので密かに修正しようとしたのか、今年の全国大会の方針にはそういう傾向がなくなりました。その代わり「ケガレ問題等、家意識について研究を深めなければならない」ということになっております。これはこれで私は正しいと思えますけれども、しかしまだまだ一部、そういう考え方を持っている人々が存在をしているわけです。

一部が大部分か分かりませんが、江戸時代に部落差別はなかった。部落差別の根本原因は権力的なことや、身分階層構造といったようなものではなくて、ケガレ観であり、民衆の中から起きたものだという、ここを一番彼らはポイントにしているわけがあります。そういう誤った考え方を持った人々がいることを教訓にして、

われわれがもっともって科学的認識に基づいた歴史観や社会観というものを確立をしていくということが緊要だろうと思えます。

市民的権利意識を高め、権力からの自立を

さて時間がないので、ちょっと走りますが。かなりありますが、市民的権利意識に基づいた自立。これは私は大変危険な言葉ではあると思いますが、あえて自立という言葉を使っているのは、問題提起をしてみたいと思います。

私がここで言う自立とは、地対協路線の言う、「同和地区住民の自立向上精神の涵養」ということとは正反対の意味であります。

我々の自立は権力からの自立であり、権力の強制からの自立です。いわゆる権力に侵されないという、こういう立場を確立するということを最大のポイントにしなければなりません。そして自立を目指す姿。即自的階級から対自的階級。いわゆる強制されて強制の中にごめく没主体的な人間であれば、要するに指示待ち人間と言われる、何か指示されなければ動けないという、非主体的な姿として投影されます。それは簡単に言えば、即自的階級という。だから自分と他を対立させるだけです。

ところが対自的階級ということを書いておりま

すが、それはいわゆる自己相対化、自分が自分を見つめることによって社会を見つめて行く。つまり社会的立場の自覚的認識ということは、このように社会と自分の相対的な関係の中において、なおかつ自分が自分を考え、見つめるということにです。

その立場で止揚していかなければならない。高まっていかなければならないというふうに、これが自立を目指す姿です。

矛盾を矛盾と感ぜないということも大きな問題であります。ところが矛盾は矛盾として放置をし、いつかなくなる、時間がたてばなくなるという没主体的なことではなくて、その矛盾の根源を明らかにする。根源を明らかにしないことには、解決をすることはできないわけがあります。

そして運動論とすれば、組織と自己、組織と社会、そして同じ組織の部落解放同盟全国と自己との利害の共通化を図って行く。その利害の共通化は、平均化するということではなくて、本当の意味の利害。部落民にとっての利益とは何なのか。これを明らかにした闘いをする。

日常的に広島の中における闘いであるならば、それは要するに組織にどう結集をしていくのか、組織の利益と自分の利益を一致をさせ、組織の利益を優先するために、

自分の利益はちょっとがまんしようか。それが時間の提供なんです。運動に出るということですね。運動に関わって行く。即自的な利益ではなくて、対時的、総体的な利益というものを、われわれがどう深く認識をしていくかということが課題ではないかというふうに思います。まさにそれが自立を目指す姿です。完全な自立などありませんけれども、自立を目指す運動的姿勢、社会的立場の自覚的認識というところへ結びついていくものではないか。このように思います。

社会構造の分析としての命題であると同時に、自らの社会的立場の自覚的認識のための命題である。この二つの側面を我々はしっかり受け止めなければならないというふうに思います。そして社会構造の分析を深めるためには、自らの社会的立場の自覚を深める。そこがなければ、社会構造云々と言っても不明確であります。

社会構造を深く分析する中で、さらに一層、社会的立場の自覚を高めて行くという、相対的相乗関係にあるわけです。一方だけがドンと伸びて、社会的立場の自覚がバーツと伸びて、高まって、深まっていったけれども、社会に対する働きかけはできないというのでは、これは本物ではない。相互に高まりあって、自覚と働き、その相互が両輪の如く高まっていくことであります。

そういった意味では、理論というものは、非常に大事なものでありますし、その理論に基づいた実践というものが、その理論をさらに高めていくということになるのではないか。このように思います。

そうした体制との対峙。つまりこの三つの命題を基底にした今日社会における具体的闘いというものは何かと言ったら総保守化との闘いです。総保守化という弱肉強食の体制のもとでは、部落差別は解決されません。なぜかと言ったら、保守というのは、差別の実態をも含めた現状を固定するものと考えたらいいと思います。

そのために、全部の労働者を含めて、一つの思想へと合流させようとはします。その反映が、今日の社会荒廃となっているのです。

その誤りと闘わない限り、必ず人を踏台にしたり、過当な競争をおおったり、大競争社会と言われる状況を作りだしていったら、弱い者は負けて当たり前という状況を生み出します。そういう弱い者がどこへ何を求めて行くのか。それはさらに弱いところへ刃物をつきつけたり、差別をしたり、分裂したりするということ、こういうことになりません。

今日の荒廃した社会状況がまさに如実に示しておりま

理論として、この三つの命題を最大の武器とした闘いを展開をしなければならぬのではないかと、このように思います。

最後、重ねて申し上げておきますけれども、ちょっと誤字、脱字があるかとも思います。この文章そのものは、私が学習のために、一九七三年の運動方針からパソコンへずっと打ったものでありまして、これを再び深く学習をすることによって、私が提起をいたしましたような内容の闘いへと発展をさせる事になろうと思います。

ここに活動家が約八〇人いらっしゃいますが、八〇人の人が、この三つの命題を身につけた闘いを展開すれば、広島県連の理論水準はさらに高まって行くのではないかと、このように思います。ちょうど四五分たちましたので、以上、私の提起を終わらせていただきます。ありがとうございます。